

栃木市シェアサイクルへの広告掲出について

1 目的

栃木市シェアサイクル事業の持続的な運営及び官民連携のまちづくりを推進するため、シェアサイクルに広告を掲出する。

2 広告掲出の媒体及び掲出位置

シェアサイクル 30台

シェアサイクルの後輪ドレスガード左右2面とする。

3 広告掲出の基準

栃木市広告掲載要綱の第3条の規定によるものとする。

市の品位、公共性及び公益性を損なわないものとするとともに、市民生活に関連したもの。

※ 掲出できない広告は以下のとおりとする。

- (1) 法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
- (4) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 交通の安全を阻害するおそれがあるもの
- (9) 上記に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

4 広告掲出料

応募枠	料金	(参考) 1台あたり
5台1口	180,000円	3,000円/月

※ 最大6口30台まで申込可能とします。

※ 消費税込みの金額であり、ドレスプレート作成費を別途必要とする。

5 広告掲出期間

広告期間は、1年間とする。

6 広告掲出の募集

(1) 募集方法

市広報紙及びホームページで募集を行う。

(2) 応募期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月10日（月）まで

(3) 応募資格

企業または団体（個人事業主も含む。）を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する企業等は、応募できません。

- ① 市から指名停止の措置を受けている者
- ② 栃木市暴力団排除条例（平成23年条例第62号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等により構成される者
- ③ 会社更生法（平成14年法律154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成14年法律第225号）第21条の規定による再生手続等を行っており、履行が困難と認められる者
- ④ その他、広告主としてふさわしくないと市長が認める者

(4) 応募方法

申込書に必要事項を記載の上、必要書類を添付して、直接、郵送又は電子メールにより提出してください。

(5) 必要書類

- ① 栃木市シェアサイクルドレスガード広告掲出申込書 別記様式
- ② 企業・団体等の概要（任意様式）
- ③ デザインの原案（データ等）

(6) 提出先

〒328-8686

栃木県栃木市万町9番25号

栃木市 都市建設部 都市計画課 市街地整備係

E-mail shigaichi@city.tochigi.lg.jp

(7) その他

- ① 応募に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された申込書類等は返却しません。

- ③ 申込書類等は、本事業の選定以外には使用しません。ただし、栃木市情報公開条例に基づき、提出書類の一部又は全部を公開する場合があります。

7 広告費用負担

広告掲出するドレスプレート作成費は、広告主が負担すること。
なお、別に定めるドレスプレートの品質基準を厳守すること。

8 広告主の決定方法

- (1) 応募数が募集台数を上回った場合は、次に掲げる項目の優先順位により決定することとする。
- ① 広告掲出台数が多い申込み
 - ② 市内に事業所、営業所を有する申込者からの申込み
- 上記の①、②によってもなお、決定できない場合は、抽選により決定するものとする。
- (2) 応募結果は、応募者に文書で回答する。

9 広告掲出料の納付について

広告掲出料は一括払い又は月締めによるものとし、市が指定した期日までに納入する。

10 問い合わせ先

栃木市 都市建設部 都市計画課 市街地整備係
電話 0282-21-2309
電子メール shigaichi@city.tochigi.lg.jp

ステーション案内図 8か所



広告掲出位置



ドレスガード
広告スペース

広告事例



シェアサイクル配置状況（栃木駅北口ステーション）



別記様式（第6条関係）

栃木市シェアサイクル広告掲出申込書

年 月 日

（宛先） 栃木市長

栃木市シェアサイクル広告掲出取扱要綱第6条の規定により、広告を掲出したいので、次のとおり申し込みます。

（ 申 込 者 ） 住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	
広告掲出台数	5台 × 口 = 台
所 属 担当者氏名 電話番号 E - m a i l	